

総会での表決権について

蔵持町里自治会規約より

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。 ——— (ア)

2 前項の規定にかかわらず、次の事項以外の会員の表決権は、
会員の所属する世帯の会員数分の1とする。 ——— (イ)

(1)規約の変更

(2)財産の処分及び解散

(3)役員の選任

(4)代表者の代表権の制限及び委任

要約すると

(ア) 1会員の表決権 = 1(票) ⇒ 本来の表決

(イ) 1会員の表決権 = $\frac{1}{\text{世帯の会員数}}$ (票) ⇒ 限られた条件での表決

※ (イ) については、(1個人の表決権) × (世帯の会員数)、すなわち **1世帯の表決権が1票**ということですので、もっと簡単に書けるはずですが、国の指示でこうなっています。

文脈上、当規約は認可地縁法人の構成員は個人であるという建前から、「会員」を主題にして記述されています。そこに「世帯が」という文を挟むのは不都合とされたのかもしれませんが、国は会員（個人）の間に権利の差が生じるような規定に神経を使ったのかもしれませんが。

このことについて今年 3 月総務省から通達が出されました。下記を参照いただければと思いますが、こういう議決権を規約に持つ認可地縁法人はあくまで少数派なのは確かと思われます。